

# 税務大学校講本

## 第2節 実質所得者課税の原則

一般に、租税負担の公平を実現するため、私法上の法律形式や名義にとらわれず、経済的実質に従って課税する租税上の原則を総称して実質課税の原則という。この節では、そのうち実質所得者課税の原則について学習する。

### 学習のポイント

実質所得者課税の原則とは、どのようなものか

#### 1 実質所得者課税の原則

実質所得者課税の原則とは、資産又は事業から生ずる収益について、名義上又は法形式上の所得の帰属者と実質的な所得の帰属者とが異なる場合は、実質的に所得が帰属する個人に対して所得税を課すことをいう（法12）。

この原則は、所得税法が各人の担税力に応じた課税をすることを原則としていることから、経済力の獲得、増加が誰によって支配されるか、つまり、財産の使用、収益、処分を自ら行うことができる者は誰であるかを確かめて、課税することとする確認規定である。

（注）所得の帰属とは、ある所得が、具体的にどの納税者に属するものであるかを決定することをいう。

#### 2 実質所得者課税の例

実質所得者課税の原則が適用される例としては、次のような場合などが考えられる。

- ① 仮装売買の売主が、その売却したことを仮装した財産から生ずる収益を取得している場合
- ② 他人名義で事業を行っている者が、その事業から生ずる収益を取得している場合
- ③ 登記その他一般に行われる財産権移転の手續未済の土地、家屋などの譲受人が、その土地、家屋などから生ずる収益を取得している場合

#### 3 実質所得者課税の具体的な判定基準

##### (1) 資産から生ずる所得の場合

利子所得、配当所得又は不動産所得が誰の所得であるかは、その収益の基因となる資産の真実の権利者が誰であるかによって判定すべきものであるが、それが明らかでない場合は、所有権、その他の財産権の名義者が真実の権利者であるものと推定する。

つまり、登記簿、株主名簿等に記載された名義は、反証のない限り、事実上の推定が働くから、名義者以外の者を所得の帰属者であると主張する場合には、その主張する者が、その主張する事実を証明する必要があることになる。